

デジタル地域通貨整備事業プロポーザル実施要領

1. 目的

デジタル地域通貨は、物価高騰対策として全住民に給付金を支給するとともに、地域内消費の促進による経済活性化を図ることを目的として導入するものである。また、併せて行政施策の効率化、住民サービスの向上、地域DXの推進を図るものである。

本要領は、デジタル地域通貨整備事業業務委託に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等必要な事項を定める。

2. 概要

- (1) 業務名 デジタル地域通貨整備事業
(2) 業務場所 八千代町内
(3) 業務内容 別紙「デジタル地域通貨整備事業仕様書」のとおり
(4) 選定方法 公募型プロポーザル方式（簡易型）
(5) 業務期間 契約締結日の翌日から令和8年10月31日まで

3. 提案上限額

13,240,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）とする。

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、提案限度額となる事業の規模を示すものである。

4. スケジュール

実施内容	実施日・実施期間	備考
公募開始（公告）	令和8年1月21日（水）	
質疑受付締切	令和8年1月28日（水）午後5時まで	
質疑回答	令和8年1月30日（金）	ホームページ上で回答
参加意向申出書 企画提案書の提出期限	令和8年2月3日（火）午後5時まで	持参又は郵送
提案書審査期間	令和8年2月5日（木）まで	
審査結果通知	令和8年2月6日（金）	電話及び通知書
契約手続き	令和8年2月6日（金）【以降予定】	

5. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とします。

- ① 八千代町財務規則第111条第2項の規定による令和7・8年度の「入札する資格を有すると認められた者の名簿」に記載されていること。
- ② 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができること。
- ③ 八千代町から指名停止を現に受けていないこと。
- ④ 法人について、国税(法人税及び消費税)、都道府県民税(事業税及び都道府県民税)及び市町村税を滞納していない者であること。個人については、国税(所得税及び消費税)、都道府県民税(事業税)及び市町村税を滞納していない者であること。
- ⑤ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。

6. 質問・回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第3号）により、電子メールにて提出すること。

◆送り先：八千代町 秘書公室 まちづくり推進課 地方創生係

machisui3@town.ibaraki-yachiyo.lg.jp

◆メールの件名は、『質問書／八千代町プロポーザル【会社名】』としてください。

※まちづくり推進課に、電話で送信した旨を伝え、着信したことを必ず確認してください。

※電話、FAX及び口頭による質問は受け付けません。

(2) 質問期限 令和8年1月28日（水）午後5時まで（必着）

(3) 回答方法 八千代町公式ホームページで随時公表

回答期限：令和8年1月30日（金）

<http://www.town.ibaraki-yachiyo.lg.jp/>

7. 提案書等の提出

(1) 提出書類

① 参加意向申出書（様式第1号）

② 会社概要（任意様式）

提案者の事業内容、実績等について記載すること。

③ 業務実施体制（任意様式）

実務の実施体制、分担業務の内容について記入すること。

④ 企画提案書（様式第2号及び任意様式）

企画提案書は、仕様書の目的・業務内容を踏まえ作成すること。なお、本プロポーザルにおいて最適な委託業者を選定するために必要な提案を求めるものであり、具体的な数値

や根拠等を求めるものではない。

企画提案書の作成は、A4 縦版（ページ制限なし）、横書き、両面、文字サイズ 11 ポイント以上（図、表、画像を除く）、及び左右に 20 mm 以上の余白を設定すること。なお、A4 サイズに収まらない場合は、A3 サイズまで可能とし、横折込とすること。

⑤スケジュール（任意様式）

「デジタル地域通貨整備事業仕様書」を参照の上、作成すること。

⑥参考見積書（任意様式）

数量、単価等積算根拠を明らかにすること。消費税を含む額とし、業務想定規模を超える提案は失格とする。

(2) 提出期限

令和 8 年 2 月 3 日（火）午後 5 時まで（必着）持参又は郵送

(3) 提出先

〒300-3592 茨城県結城郡八千代町大字菅谷 1170 番地

八千代町役場秘書公室まちづくり推進課 担当：水垣

※提出は持参、又は郵送に限るものとする。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに到着、内容に不備がないものに限り受け付けるものとする。

※封筒の表に「デジタル地域通貨整備事業プロポーザル書類在中」と記載すること。

(4) 提出部数

正本 1 部、副本 8 部（正本は押印した原本、副本は押印したものとの写しを使用）

8. 審査

(1) 審査方法

・別紙「デジタル地域通貨整備事業委託業者選定委員会のプロポーザル審査方針」及び「デジタル地域通貨整備事業委託業者選定基準」に基づき、書類審査により実施いたします。

(2) 審査結果

文書により通知いたします。（様式第 4、5 号）

9. その他

(1) 提案書の作成経費や旅費等の必要経費は、提出者の負担とさせていただきます。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことができるものとする。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用について、町はその責を負わないものとする。

(2) 提出いただいた企画書等は返却いたしません。なお、提出された企画書等は提出者に無断では使用いたしません。

(3) 参加意向申出書提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面（任意様式）により、担当課あてに提出すること。

(4) 次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ 参加見積書の金額が予算額を超過した場合

(5) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(6) お問い合わせ先

八千代町役場秘書公室まちづくり推進課 担当：水垣

T E L 0296-49-6312

メール machisui3@town.ibaraki-yachiyo.lg.jp